

## ボールで遊べる公園づくり

明治大学 高峰ゼミナール

○七山諒太郎 岡本みさと 菊池真緒子 後藤滉平 立川晶子

### 1. はじめに

日本では多くの人が中学校期から部活動を通じてスポーツを始めている。その前段階として小学生のときの遊びや運動の場としては、公園がその役割を果たしている<sup>(7)</sup>。しかし、公園については最近、子どものけがや騒音問題などによって利用に際して様々な制限があるとされている。そこで、私たちは市役所への取材や子ども達へのアンケート調査などを行い、それらの調査から子ども達が様々な制約を受けることなく公園で遊べることを目指した政策を提言したい。

### 2. 保護者と小学生を対象とするアンケート調査の結果

まず、小学生がどれくらい公園で遊んでおり、保護者も含めて公園に対してどのような要望を持っているのかを把握するために、都内の公立小学校に通う小学生と保護者を対象とするアンケート調査を行った。調査時期は2016年8月、調査対象は中野区立A小学校全校生徒(291名)とその保護者(291名)である。最終的に生徒184名と保護者184名から回答を得た。

・子どもからの回答

#### ● 「公園で遊んでいるか？」

遊ぶと回答したのは90.2%、遊ばないと回答したのは9.2%で、ほとんどの小学生が公園で遊んでいるという結果が出た。

#### ● 公園で何をして遊んでいるか

公園で遊んでいる子どもの60.3%が遊具で遊んでおり、38%がボール遊びをしているという結果が出た。このことから遊んでいる子どもの多くが遊具もしくはボールで遊んでいることが分かった。

#### ● 公園で禁止されていること

上位をサッカー、野球、ドッジボール等のボール遊びと大声が占める結果となった。

#### ● 身の回りの公園についての要望 (自由記入)

身の回りの公園への要望としては「遊具を増やしてほしい」「ボール遊びができるようにしてほしい」「もっと広い公園がほしい」などの意見が多く寄せられた。

・保護者からの回答

#### ■ 公園に満足しているか

満足していると回答したのは41.3%、満足していないと回答したのは53.8%で、保護者からの視点では満足していないという意見が多少上回った。

#### ■ 公園の利用について区や自治体での取り決めはあるか (自由記入)

区や自治体での取り決めについては、「ボール遊び禁止」「花火禁止」「大声などの騒音禁止」などの意見が寄せられた。

#### ■ 公園についての要望（自由記入）

公園についての要望については、「遊具を増やしてほしい」「ボール遊びができるようにしてほしい」「のびのび遊べるスペースがほしい」などの意見が寄せられた。

以上、対象は都内のただ一つの公立小学校ではあるが、小学生の大半が公園で遊んでおり、ボール遊びができる公園を作って欲しいこと、保護者が公園の現状に満足していないことが分かった。そこから保護者を含めた住民の公園に対する要望を把握することができた。

### 3. 公園の区分について

都市公園は国土交通省による「都市計画法」に基づいて設置されている。都市公園は住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園に分けられており、その中で子どもが徒歩圏内で行ける公園が住区基幹公園である。さらに住区基幹公園は街区公園、近隣公園、地区公園に分けられる<sup>(4)</sup>。

表1. 東京都の住区基幹公園の数<sup>(5)</sup>

公園の種類	街区公園	近隣公園	地区公園
数	2,963	102	20

この表より、最も数が多く子どもたちが行きやすい公園は街区公園であるといえる。今回私たちは子ども

の公園遊びについて検討するが、その際の子どもは小学生を、公園はこの住区基幹公園の中でも比較的面積が小さい街区公園と近隣公園を指す。

ところで、街区公園と近隣公園ではかなり面積に差があり、0.25haを設置基準とする街区公園では遊ぶための十分な広さが確保されていないように感じる。アンケート結果より、子どもが公園で行う遊びの中で遊具遊びの割合が半数を占めていたことから、ボール遊びが禁止されている公園では遊具で遊ぶことも考えられる。遊具についての調査を行うと、公園に設置される遊具には、設置する際に基準があることが判明した。

### 4. 遊具の設置

都市公園に遊具を設置する際には、平成26年6月に国土交通省が提起した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に記載されている遊具の安全領域というものに則って行わなければならない。安全領域とは、遊具の安全な利用行動に必要とされる空間を意味し、この範囲には重大事故に結びつくような植栽や照明灯などの障害物や、石やガラスなどの異物、凹凸や固い設置面があってはならない<sup>(3)</sup>。公園には遊具のほかにベンチや木々を設置するともあるが、大きい遊具をひとつ設置すると、面積の小さい街区公園には他の遊具や設備を整えられないという現実がある。アンケートの結果から子どもが遊具以外に行う遊びとしてボール遊びが考えられる。次章では公園でのボール遊びについて触れていく。

## 5. ボールの使用

街区公園ではボールの使用が禁止されているところが多く、したがってボール遊びができない場合が多い。そのような問題に対し、私たちは遊具が設置してある公園は遊具の使用に限定し、遊具を設置していない公園をボール遊び等その他の遊びに限定するという方法を提案する。この方法には先例があり、足立区と船橋市の公園の管理がそれにあたる。

足立区ではインターネットにボール遊びのできる公園を掲載し、いくつかの禁止事項はあるものの、それぞれの公園にある設備(バスケットリンクの有無、少年野球・サッカー兼用等)の紹介を行っている<sup>(1)</sup>。船橋市では同市が開催している「こども未来会議室」で2015年度、各参加校の代表からボール遊びのできる公園の要望が出された。そのため市は、平成28年9月1日から11月30日までの期間、市内5公園で試行事業を実施することを決定した<sup>(2)</sup>。試行事業を実施している公園で、ボール遊びを行うことのできるエリアのことを「多目的広場」という。また、ボール遊びのできる市内の公園は近隣公園に該当するものが多い。しかし、5公園の中でも3箇所の公園の「多目的広場」の面積は街区公園の面積に相当する。こうした事例から、遊具のない街区公園程度の規模の公園をボール遊びが可能な公園として運用していく事が可能であると考えられる。

## 6. 大声などの騒音問題

子どもが街区公園などの公園で遊ぶ際に問題になるのが騒音だろう。花火や爆竹、大音量でのダンスミュージックなどは騒音であると考えるが、公園で遊ぶ子どもたちの声や走り回る音は騒音といえるのだろうか。この点については、ドイツで「連邦イミシオン防止法を改正案」(乳幼児、児童保育施設及び児童遊戯施設から発生する子どもの騒音への特権付与)が可決されたという例がある<sup>(6)</sup>。内容は以下の通りである。

ドイツ連邦議会は2011年5月26日、「連邦イミシオン防止法を改正案」(乳幼児、児童保育施設及び児童遊戯施設から発生する子どもの騒音への特権付与)を可決した。騒音被害については、現状では騒音によって被害を被った場合は賠償請求を行うことが認められているが、今回の法案は、子どもが発する騒音に特権を与え、このような騒音を理由として賠償請求がなされることのないようにしたものである。

ドイツのように公園での子どもによる騒音をめぐり訴訟を起こすということは日本では多くないと思われる。しかし他方で、苦情と行政対応により、子どもが公園で遊ぶことに制限が多くなりつつある。子どもの遊びをどのように社会が支えるかという点で、このドイツの法改正は参考になる。

以上の問題点を把握した上で、私たちは街区公園と近隣公園で遊ぶ子ども達が、ボール遊びができ運動不足や体力低下を改善すべく、十分な運動ができるよう以下の政策を提言する。

## 7. 政策提言

### 提言①：ボール遊びができる公園の一般化

足立区、船橋市の前例を参考に、街区公園、近隣公園の関係なく、まずは遊具があるかないかで分類する。遊具がある公園の場合、主に遊具を使った遊びを目的とした公園とする。他方、遊具がない公園の場合は多目的スペースとして公園を開放し、道具の持ち込みは制限しないが、その公園の規模に合わせたボールの種類を制限を検討していく必要がある。ただし、公園の利用者は子どもに限らないため、その地区の子どもの下校時間や利用頻度を考慮し、回数や時間を定める必要があると考える。一度に大勢の人が自由に憩える場としては比較的大きい面積が必要であるため、徒歩圏内にある地区公園にその役割を担うという公園の役割分担をすることが必要であると考え。ボールを使用するにあたっての安全管理は、原則参加者の自己責任であるが、この政策を実施する各区の公園緑地課と町会、自治体、その他関係団体や保護者による連携した実施体制が必要である。

### 提言②：子どもが遊ぶ時の音への特権付与

ドイツの例では背景に「子どもから発生する騒音」による訴訟の増加があるが、日本ではまだそのような段階ではない。そのため、子どもが遊ぶ時の音へ特権付与をする新しい条例の制定を提言するが、それに時間制限を設けることを推奨する。現在、スクールゾーンという登下校時に車両の通行を禁止する法律が一般化してきたが、それと同様に公園での子どもが遊ぶ時の音に関して、平日は下校時間から防災行政無線が流れる時間まで、休日は明るい時間帯など、それぞれの区で取り決めて施行する。

以上の提言を実行することによって、子どもが自由に遊べる公園が増加し、子どもたちの健全な育成を図ることが期待される。

### <参考文献・サイト>

- 1) 足立区 ボール遊びのできる公園 <https://www.city.adachi.tokyo.jp/koen/ball.html>
- 2) 船橋市 船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会  
[http://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/004/02/0132/p043526\\_d/fil/houkokusho.pdf](http://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/004/02/0132/p043526_d/fil/houkokusho.pdf)
- 3) 一般社団法人日本公園施設業協会 遊具の安全領域  
<https://www.jpfa.or.jp/activity/kijyun/>
- 4) 国土交通省 公園の種類 [http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p\\_toshi/syurui/](http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/)
- 5) ミツカン 水の文化センター  
<http://www.mizu.gr.jp/images/main/kikanshi/no24/mizu24.pdf>
- 6) 連邦イミシオン防止法  
<http://blog.goo.ne.jp/hosakanobuto/e/a30c786112d25003f56c26df4cb10e51>
- 7) スポーツライフデータ <http://www.ssf.or.jp/research/sldata/tabid/328/Default.aspx>

